



権利擁護推進フォーラムin西宮

地域の権利擁護の担い手としての法人後見の可能性

令和7年3月1日（土）

成年後見制度利用促進専門家会議委員

特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター

センター長



「あすライツ」

住田 敦子



今日お話しする内容

1. 中核機関の役割と法人後見
2. 法人後見と第2期成年後見制度基本計画における
都道府県の役割
3. 権利擁護支援の連携ネットワークづくり



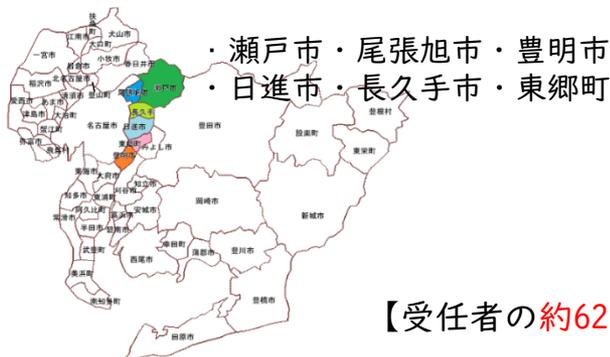
特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター紹介 設置主体(5市1町)



平成23年10月開設

5市1町人口合計 **477,502人**
(令和6年4月1日現在)

西宮市の人口
約48万人と同規模



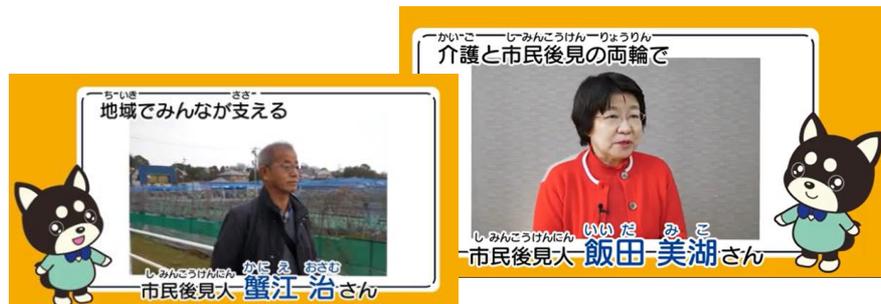
- ①職員数 13人 (設置時3人)
 - ・ 専門相談員 10人 (社会福祉士)
 - ・ 事務員 3人 (支援員兼務)

- ②事業内容
 - ◇ 6市町の中核機関を受託
(広報啓発・相談・市民後見推進・受任調整・後見人支援・協議会の事務局)
 - ◇ 独自事業 **法人後見**

【受任者の約62%は障害のある人】

	後見	保佐	補助	合計
認知症	10	7	3	20
知的障害	6	2	0	8
精神障害	12	4	2	18
高次脳機能障害	4	0	3	7
合計	32	13	8	53

終了・辞任・取消 71名
市民後見人へのリレー 14名
法人後見 累計 138名 (令和7年2月18日現在)



尾張東部地域で活躍する市民後見人を紹介
(厚生労働省HP成年後見はわかり

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>)

市民後見人バンク登録者数 累計94名
受任件数 累計50件 (令和7年2月18日現在)

はじめに…雪子さんと成年後見制度



- 雪子さん(88歳)は夫と2人で暮らしていましたが、ある日夫が急逝しました。
- 子どもや頼れる身寄りはいません。

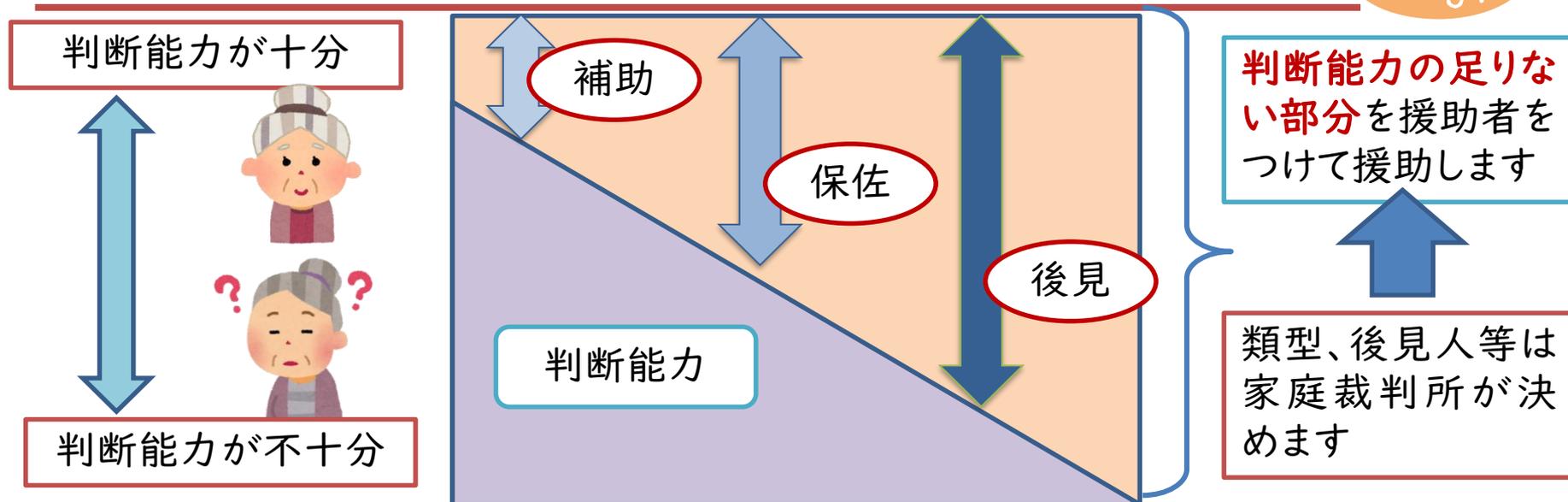


- 雪子さんは認知症のため一人暮らしは困難ですが、猫がいるため家での暮らしを望んでいますが不安が強く、市役所に毎日100回以上電話が入ります。

- 介護保険の契約や金銭管理が必要なため市長申立てにより後見人が選任されました。



後見・保佐・補助の3つの類型



※日用品の購入その他日常生活に関する行為は取消しができない

判断能力の程度	類型	援助者	援助される人	援助のための権限
不十分な人	補助	補助人	被補助人	限定同意権 + 限定代理権
著しく不十分な人	保佐	保佐人	被保佐人	法定同意権 + 限定代理権
欠く常況にある人	後見	成年後見人	成年被後見人	包括的な代理権

後見人の役割



財産管理

- ・預貯金や不動産等の財産管理
- ・収入の管理（年金や家賃収入等）
- ・支出の管理（施設や保険料等やライフライン等の支払いの管理）



身上保護

- 医療に関する契約など
- 介護等に関する契約など
- 住まいに関する契約など
- 施設に関する契約など



本人の意思を尊重しつつ

お財布の中身を見ながら本人らしい生活を整えること

後見人等の担い手

第三者後見人 約82%



親族後見人 約18%

※ 本人の財産額に応じて、監督人や後見支援信託の利用が必要になる場合があります



私たちの地域の課題



尾張東部圏域では「法人後見実施機関」は当センターだけでした。

私たちの主な役割は法人後見実施機関として後見人等の受け皿が目的なのか？と立ち止まる



行政の設立当初の目的



法人後見からコーディネート中心の事業展開の経過



	法人後見	委員会・計画等	コーディネート機能	
法人後見中心 ↓	平成23年度 設立	法人後見中心の 委託事業	※適正運営委員会にて ケースの全件確認・助言	地域の権利擁護の仕組み作りや コーディネートを行うこと
	平成24年の 状況	法人後見の増加	→	① コーディネート重視の提案 法人と6市町課長会議での協議 8回実施（喧々諤々!）
	平成25年度 平成26年度 導入	法人後見受任 ガイドライン策定		② 専門職協力者名簿登録制度 法律専門職とのネットワークの構築
	平成27年度	法人受任は 限定的に 実施すること	適正運営委員会内に 市民後見分科会を設置	③ 市民後見推進事業 市民参加のネットワークの構築
コーディネート中心	平成31年度	法人後見の評価 (本人調査の実施)	※第1期利用促進計画策定 (法人後見と中核機関の 併存の正当性) 中核機関受託実施計画	④ 意思決定支援の推進 (プロジェクトの立ち上げ) ⑤ 日常生活自立支援担当者ミー ティング開始 (6市町社協)
	令和2年度	意思決定支援ミー ティングの実施	意思決定支援ガイドライ ン(厚労省)	意思決定支援の推進 (プロジェクトの継続)
	令和3年度			⑥ 日自ミーティングの拡大 (生活困 窮者自立支援担当者の参加)
	令和5年度		※第2期利用促進計画策定	⑦ 身寄りのない人の支援研究プロ ジェクト

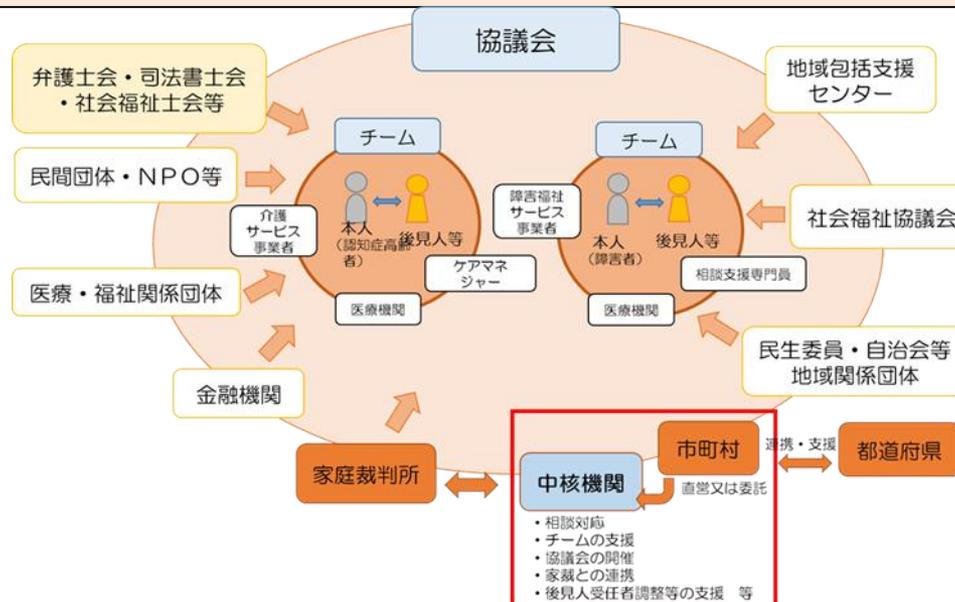
※尾張東部圏域における成年後見制度利用促進計画（6市町の共通計画）

あすライツの機能と役割



尾張東部権利擁護支援センター運営事業の実施に関する協定書

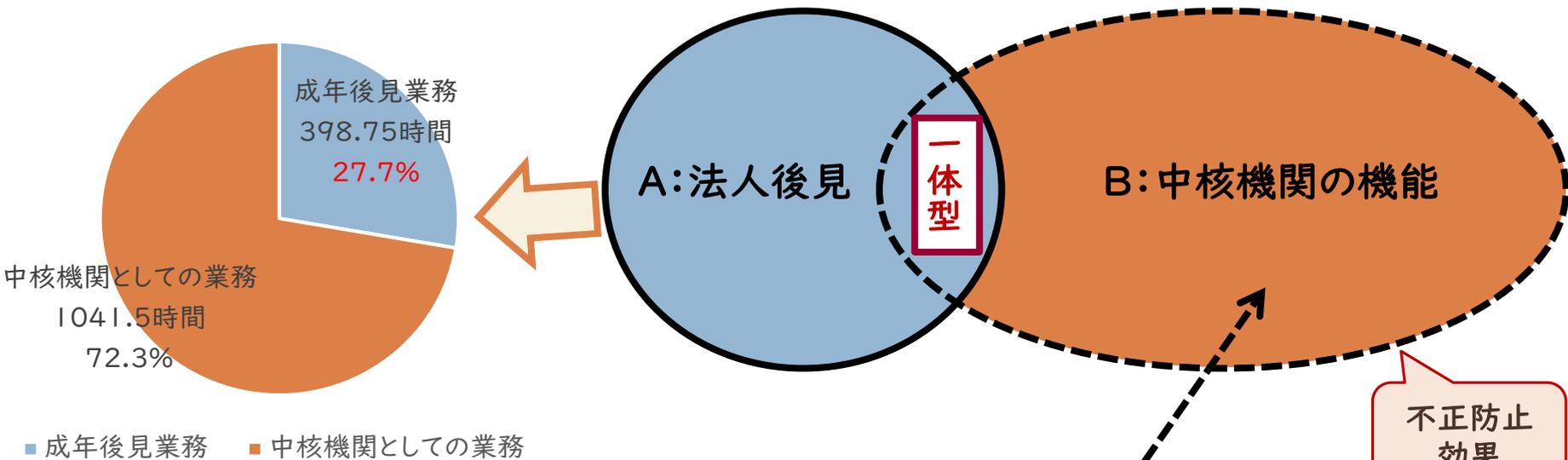
民法に規定する成年後見制度の利用促進を図るため
瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市及び東郷町は、
合意に基づき、「成年後見の利用の促進に関する法律第12条」
に規定される「①成年後見制度利用基本促進計画」に定める
②中核機関及び尾張東部権利擁護支援センター運営事業に関して
必要な事項を定める。



中核機関（尾張東部権利擁護支援センター）と法人後見の関係

令和4年6月時点

①AとBの業務分担の分析



第1期基本計画での中核機関の機能

- ・広報機能・相談機能
- ・利用促進機能（候補者調整・マッチング）
- ・協議会等の設置運営
- ・後見人支援機能（後見人支援モニタリング）

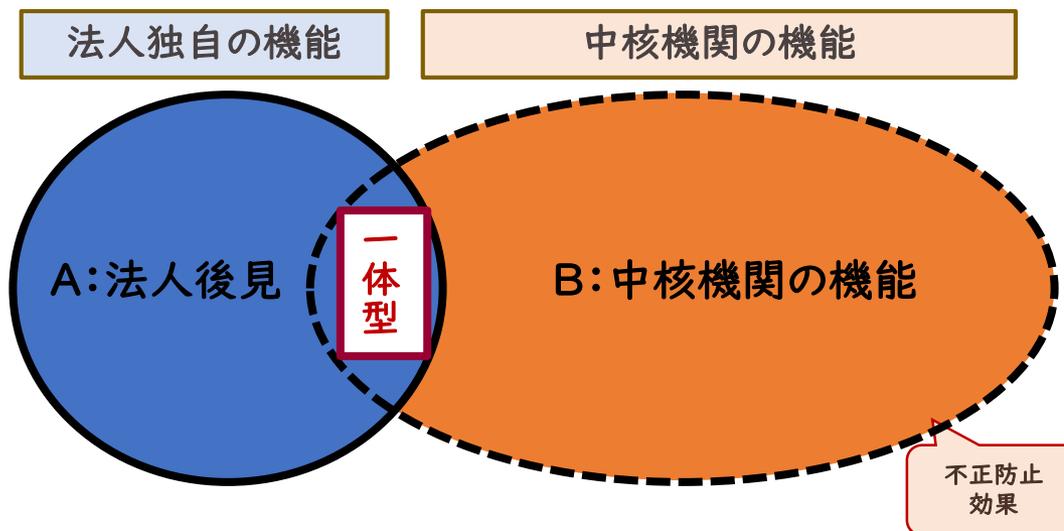
→ 第2期基本計画

- ・権利擁護支援チームを支える機能
- ・地域の体制作り
- 全体コーディネートを担う

令和5年度の支援実績（相談・後見・監督）



後見 21,911件	訪問・電話・関係者との連絡調整等
相談 9,049件	訪問・来所・ケース会議・電話等
市民後見人の監督業務 2,441件	相談・報告・同行支援・連絡調整等



法人受任ガイドラインの策定（平成25年～）



ア 頻回な支援が求められる場合

イ 支援の枠組が不十分な場合

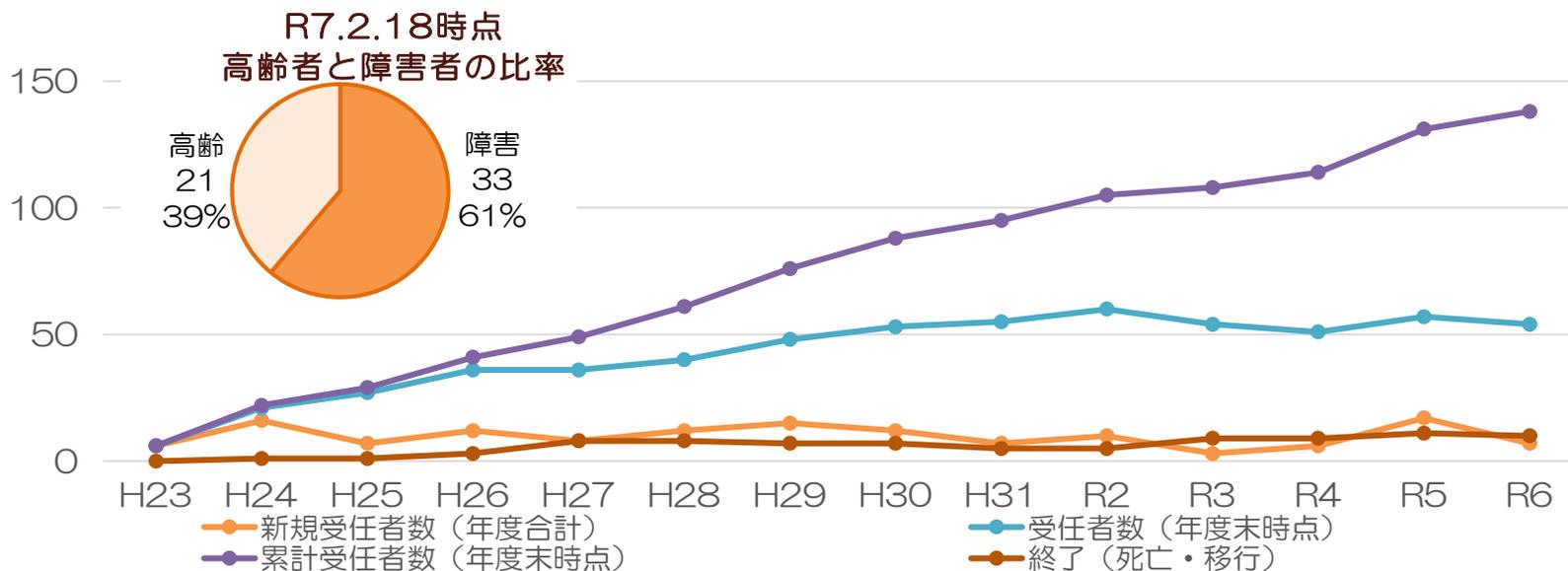
ウ 個人ではリスクが高い場合

エ 報酬が見込めない場合

オ 家族が複合的な問題を抱えている場合



法人後見の実績の推移



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	計
新規受任者数 (年度合計)	6	16	7	12	8	12	15	12	7	10	3	6	17	7	138
受任者数 (年度末時点)	6	21	27	36	36	40	48	53	55	60	54	51	57	54	—
累計受任者数 (年度末時点)	6	22	29	41	49	61	76	88	95	105	108	114	131	138	—
終了 (死亡・移行)	0	1	1	3	8	8	7	7	5	5	9	9	11	10	84

中核機関の機能：広報・相談（相談支援機能）

中核機関が主催する 様々な研修・講演会

講演会

成年後見セミナー

出前講座・家族会など

勉強会・研修会

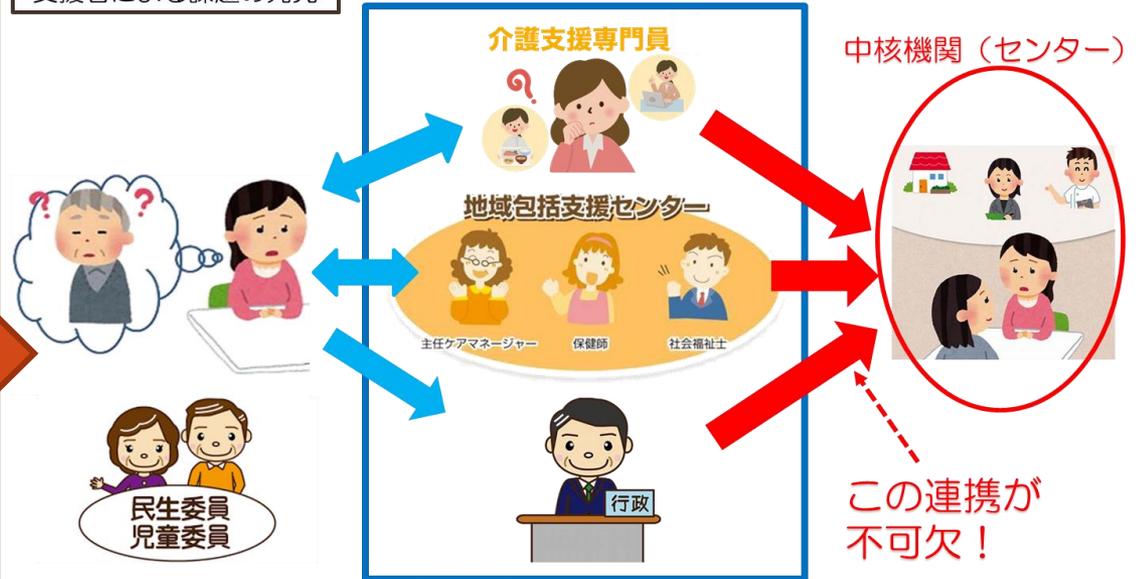
- 住民向け勉強会
- 行政職員・福祉関係者等勉強会
- 福祉職向け勉強会
- 専門職（法律/医療/福祉/行政）のための権利擁護研修会
- 行政/医療/福祉職のための実務研修会
- **年間30～40回開催**

相談事業（本人・親族・関係者）

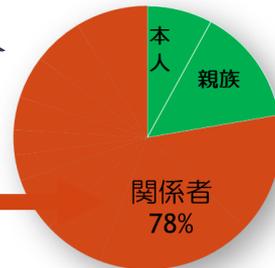
親族・本人からの相談
支援者による課題の発見

1次相談機関

2次相談機関



相談者種別割合



約8割が関係者からの相談

相談実績から見える
相談支援との連携成果



尾張東部圏域の首長申立ての推移

	H12~ H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	合計
瀬戸市	2	0	7	3	9	5	2	11	7	9	9	18	8	9	99
尾張旭市	0	1	2	7	4	3	4	6	3	6	6	4	3	5	54
豊明市	0	5	11	1	3	4	3	4	3	2	2	8	7	5	58
日進市	0	1	5	3	3	3	5	1	4	6	3	2	3	4	43
長久手市	0	0	2	1	3	0	2	0	1	3	4	1	4	0	21
東郷町	1	0	0	2	4	0	2	1	6	1	3	2	0	3	25
合計	3	7	27	17	26	15	18	23	24	27	27	35	25	26	300

↑H23年10月センター設置



— 権利擁護支援の地域連携ネットワーク推進の成果 —

6市町の日常生活自立支援事業担当者 ←----- 計画に位置付けられているため 行政職員の参加・日自への理解 生活困窮者自立支援事業担当者ミーティングの定例開催

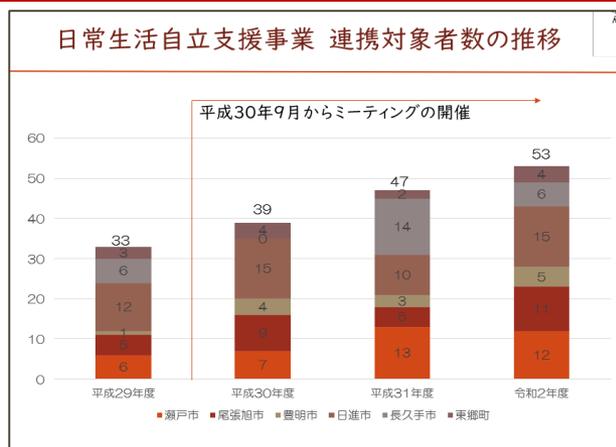
6市町社会福祉協議会（日常生活自立支援事業担当者）との連携
→ 日自から成年後見制度へのスムーズな移行



ミーティングにおけるPT（プロジェクトチーム）による活動
そろそろPT そろそろシート作成・試行的実施（連携ツールの開発）

PTの3年間の成果

- ①相談件数・移行の促進
- ②そろそろシートの開発
- ③日自の出口支援の視点



そろそろシート（日自利用者へおすフィフ）

氏名	性別	年齢	住所	職	支
相談内容	相談日時	相談場所	相談者	相談内容	相談結果
相談内容	相談日時	相談場所	相談者	相談内容	相談結果

令和3年度から生活困窮者自立支援事業担当者ミーティング参加拡大

- 日自事業から成年後見制度へのスムーズな移行
- 成年後見制度から日自へのスムーズな移行への活用



- 市民後見推進事業により**市民の参加**による地域連携ネットワークの構築
- 専門職、各市町社会福祉協議会、家庭裁判所との連携推進

年度	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	受任率 (%)
バンク登録者数	19	19	38	35	43	39	55	55	
※法人後見からのリレー累計	4	4	5	6	7	10	11	11	
※専門職からのリレー累計	0	0	0	0	0	3	3	3	
受任者累計	5	10	12	19	20	29	34	40	60.6%

誰もが、安心して、自分らしく生きるために
 困った人の支えになる
 “市民後見人”

自分や家族が「認知症」や「障害」等が原因で自分で物事を判断することが難しい(難しくなった)としたら……きっと財産管理や契約行為は一苦勞になります。例えば、不利益な契約を結んでしまったり、悪徳商法の被害にあう危険性も潜んでいます。このように自己判断能力が不十分な人たちを保護し、支援するのが「成年後見制度」です。高齢化社会のいま、利用者の増加が見込まれる成年後見制度や、この制度を支える「市民後見人」について紹介します。

成年後見人等とは

成年後見制度に基づき、本人の心身の状態や考えを尊重し、金銭や不動産などの「財産管理」と、施設入所の契約や福祉サービスを受けるための手続きといった「身上保護」を行う人のことです。本人の判断能力や生活状況によって支援内容は変わり、成年後見人だからといって、本人や家族に代わり、何でもできるというわけではありません。

成年後見人等は家庭裁判所から選任されているため、事務が適切に行われているかの報告義務があります。家庭裁判所や成年後見監督人等の監督を受けるので、安心して利用できる制度となっています。

成年後見人等ができること

- 印鑑・預金通帳の管理
- 年金の受け取り
- 施設入所の手続きや支払い
- 定期訪問で生活状況を確認など

成年後見人等ができないこと

- 手術など医療行為への同意
- 毎日の買い物、食事の世話
- 賃貸借契約の保証人
- 遺言作成、婚姻・離婚の手続きなど

成年後見人等にはどんな人がなるの？

親族後見人
本人の配偶者、子、孫などの親族

専門職後見人
弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職

市民後見人
専門機関による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を生かした権利擁護の担い手

法人
社会福祉法人や社団法人、NPO法人など

成年後見人等申立ての流れ おおむね4か月以内

申立て
本人・4親等内親族などが行う

家庭裁判所

審理
一人ひとり期間が異なる

法定後見開始の審判・
成年後見人等の選任

審判の確定
法定後見開始

➔

巡回相談を受け付けています。日時などの詳細は、P20で確認

法律専門職とのネットワーク構築の工夫

法律専門職との連携ツールの仕組み作り ①利用支援事業整備②名簿の整備



1. 後見人等の候補者
2. 市民後見人専門相談
3. 権利擁護一般専門相談
4. 各種法律手続き依頼
(相続、債務整理等)
5. 司法 医療 福祉 合同研修会
弁護士27名 司法書士47名
計74名登録 (令和6年4月)



専門職協力者名簿登録制度(H26~)

独自の連携システムを構築

「成年後見制度利用支援事業要綱」の5市1町共通整備
専門職後見人の報酬担保

中核機関（尾張東部権利擁護支援センター）での 専門職後見人への苦情相談・対応



本人・親族・支援者からの苦情に関する相談



- ①後見人等への連絡、聞き取り
 - ②必要に応じてケース会議等の開催
 - ①②で解決することが多い
 - ③本人が納得しない場合（信頼関係回復困難など）
 - ④後見人等への働きかけが困難な場合
 - ⑤後見人等が交代を希望する場合
- ・専門職団体への連絡・相談
 - ・家庭裁判所への連絡・相談

令和5年苦情相談述べ件数
(令和5年4月～令和6年1月 10カ月間)

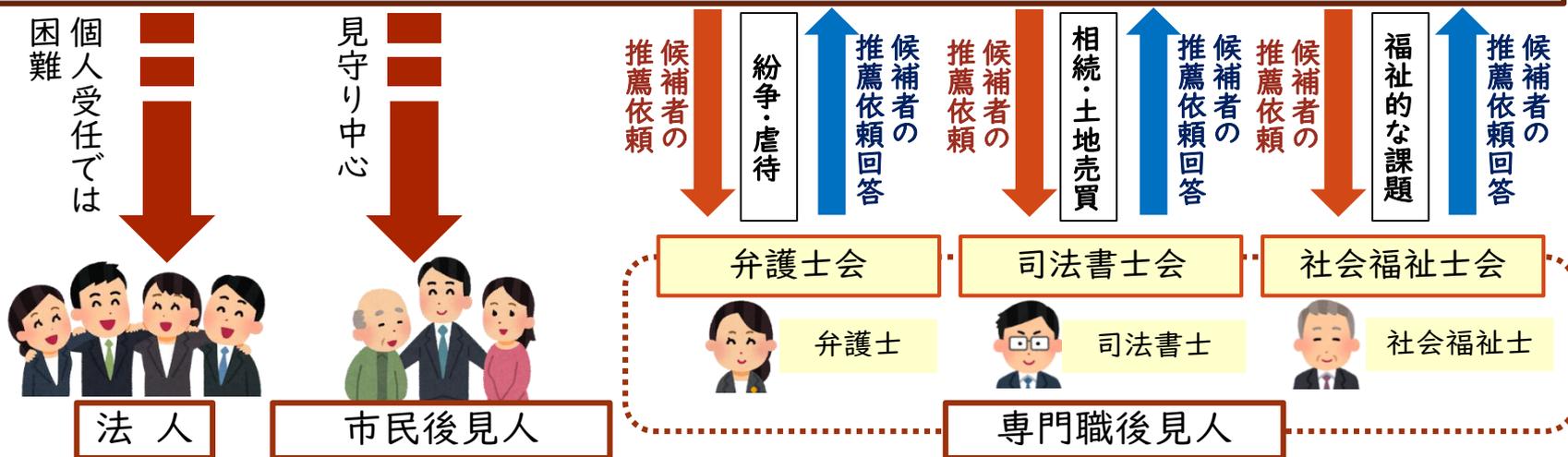
令和5年	弁護士	司法書士	社会福祉士	合計
人数	4	5	3	12
相談件数	42	32	132	206



後見人等候補者調整 申立て前の事前マッチングの実施



中核機関= (1) 課題に応じた候補者の調整



(2) 申立て前に本人と後見人等候補者との事前面談を行い、お互いに了解の上候補者として申立てを行う

令和3年度実績	法人	市民後見人	弁護士	司法書士	社会福祉士	全体
候補者調整依頼件数	3	9	15	31	28	86
調整決定 実人数	3	9	7	21	20	60
事前マッチング実施数	3	9	7	21	20	60
事前マッチング実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%



※事前マッチング取組前に家庭裁判所との認識共有を行う

候補者調整における受任者不足の課題=法人後見の必要性 (候補者が決まらず他の専門職へ依頼)

法的課題への対応

弁護士(登録者:26名)



司法書士(登録者:46名)



1	補助	不調整/司法書士へ
2	後見	
3	後見	不調整/法人受任へ
4	補助	不調整/司法書士へ
5	後見	不調整/司法書士へ
6	保佐	不調整/社会福祉士へ
7	後見	不調整/司法書士へ
8	後見	不調整/司法書士へ

1	補助	
2	後見	
3	後見	不調整/弁護士へ
4	後見	不調整/弁護士へ
5	補助	不調整/弁護士へ⇒再依頼で決定
6	保佐	
7	後見	不調整/社会福祉士へ
8	補助	
9	保佐	不調整/弁護士へ
10	後見	不調整/弁護士へ⇒再依頼で決定
11	後見	本人が他界
12	保佐	不調整/弁護士へ再依頼で決定
13	保佐	不調整/法人受任へ

福祉的課題への対応

社会福祉士(ぱあとなあ会員119名)



1	後見	不調整/司法書士へ
2	保佐	不調整/司法書士へ
3	後見	不調整/司法書士へ
4	補助	不調整/司法書士へ
5	保佐	不調整/司法書士へ
6	後見	不調整/司法書士へ
7	後見	不調整/司法書士へ
8	保佐	不調整/司法書士へ

	全調整件数	不調整率
弁護士	17件	41%

	全調整件数	不調整率
司法書士	31件	25%

	全調整件数	不調整率
社会福祉士	32件	25%

福祉的課題の対応を期待する社会福祉士不足を担う法人後見への期待

令和3年度実績	法人	市民後見人	弁護士	司法書士	社会福祉士	全体
候補者調整依頼件数	3	9	15	31	28	86
調整決定 実人数	3	9	7	21	20	60



本日お話をさせていただくこと

1. 中核機関の役割と法人後見
2. 法人後見と第2期成年後見制度基本計画における
都道府県の役割
3. 権利擁護支援の連携ネットワークづくり



法人後見の育成



第二期成年後見制度利用促進基本計画における
「担い手の確保・育成の推進」に関する記載

○基本的考え方

制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から全国各地で取組を推進していく必要がある。

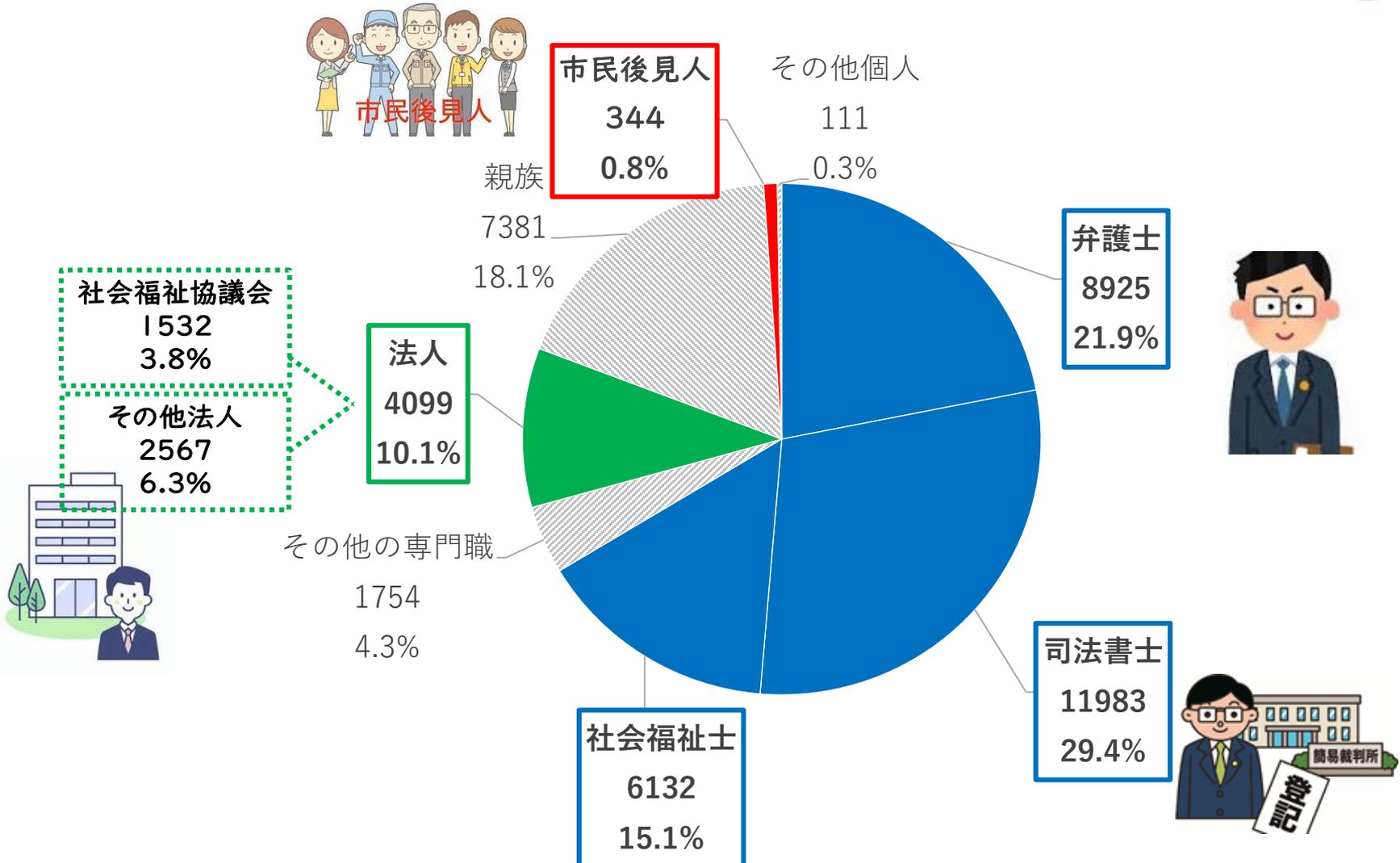
社会福祉協議会による後見活動の更なる推進及び
社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成も必要

○法人後見実施のための研修カリキュラムの周知等（略）

○都道府県による法人後見実施のための研修の実施と交流支援（略）



後見人等の担い手の割合





法人後見を担う主な団体

- ① **市町村社会福祉協議会**：全国で700以上の市町村で法人後見の活動を展開
- ② **NPO法人**・施設入所者の家族会・親の会が中心となって設立
 - ・市民後見人養成講座修了者が集まって設立
 - ・専門職等が地域の権利擁護推進のため設立
- ③ **一般社団法人**：知的障害や精神障害の方など長期に渡る支援を提供する社会資源として専門職が一般社団法人を設立
- ④ **社会福祉法人**：社会福祉法人内に法人後見担当者を配置し、在宅者や他法人施設入所者等の後見活動を行う
- ⑤ **社会福祉連携推進法人**：同じ志を有する地域の法人が集まり法人後見活動に取り組む



都道府県が市町村に対して実施するKPI研修

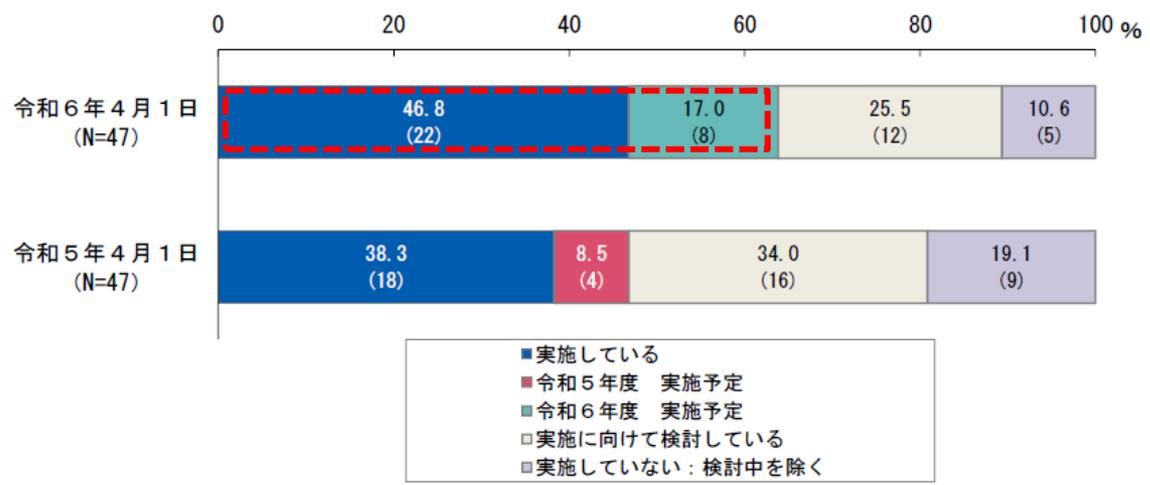


第二期計画の工程表とKPI①

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	
優先して取り組む事項 ※3	任意後見制度の利用促進 ・ 周知・広報 ・ 適切な運用の確保に関する取組	・ 全1,741市町村 ・ 全50法務局・地方方法務局 ・ 全286公証役場 -	市町村、法務局・地方方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続		
			利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討					
	担い手の確保・育成等の推進 ・ 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・ 都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・ 全47都道府県 ・ 全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
			都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施					
市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・ 成年後見制度利用支援事業の推進	・ 全47都道府県 ・ 全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施				都道府県による研修の継続実施		
		市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善						
		全国で適切に実施する方策の検討						
		市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 <small>※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施</small>				市町村による実施		
権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・ 市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・ 全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し				策定状況等のフォローアップ		
都道府県の機能強化 ・ 都道府県による協議会設置	・ 全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置				都道府県による協議会の継続的な運営		

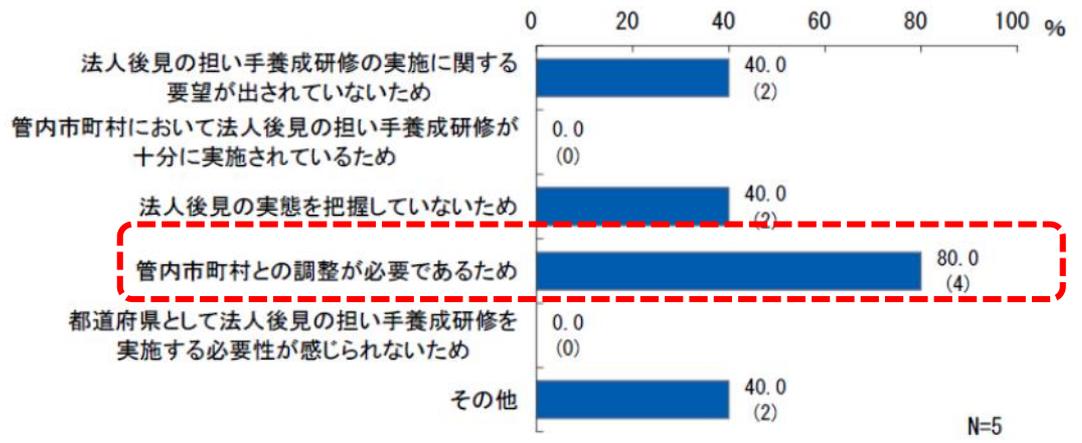


都道府県における法人後見の担い手養成研修の実施状況



**R6まで
63.8%**

都道府県における法人後見の担い手養成研修を実施していない理由



兵庫県 成年後見制度及び権利擁護支援に関する担い手の養成方針(案)



【法人後見実施団体の育成】 (令和6年度中に確定予定)

兵庫県マスコットはばたん

(1) 法人後見実施団体の養成研修の実施

県は、国の周知する「法人後見実施のための研修カリキュラム」を参考に、法人後見実施団体養成研修を実施する。併せて、県内の社会福祉法人等に同研修を実施することを広く周知する。市町は、市町社会福祉協議会や市町内の社会福祉法人等に研修を周知し、受講勧奨を行う。

(2) 法人後見実施団体間の情報共有等への支援

県は、複数の法人後見実施団体が団体の活動・支援状況の共有や勉強会の実施などに取り組めるよう支援する。

R6年度 新規研修等のイメージ(案)

	目的、事前準備、実施方法	対象者	講師	回数	R7以降の展開
権利擁護 サポーター 養成研修	<ul style="list-style-type: none"> 市町の養成状況調査 モデル市町を設定 モデル市町で行う権利擁護サポーター養成研修を県、市町共同で実施 要請後の活用方策も検討 	<ul style="list-style-type: none"> モデル市町の住民(現地) 全県の住民(オンライン) 	<ul style="list-style-type: none"> 専門職(三士会) 家庭裁判所 現役の市民後見人 当事者団体 支援団体 等 	1回 (モデル研修)	<p>モデル研修を踏まえ、全県展開を段階的に実施。</p> <p>※県パートの研修の実施、県・市町役割分担をルール化</p>
法人後見 実施法人等 養成事業	<ul style="list-style-type: none"> 県内法人後見実施法人の状況を調査、ヒアリング 調査結果の共有、情報交換のための法人後見実施法人情報交換会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 法人後見実施法人の実務担当者 	—	1回 (情報交換会)	R6事業で把握した課題をもとに次回事業内容を設定。
意思決定 支援研修	<p>① “意思決定支援”=支援付きの本人自らによる意思決定の重要性を啓発するため「身近な人の意思決定支援」をテーマに実施</p> <p>② 「多職種連携チームでの意思決定支援」をテーマに実施</p>	<p>① 一般県民、権利擁護サポーター養成研修受講者</p> <p>② 介護、福祉、医療分野支援者、中核機関職員、法人後見実施法人</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学識者 専門職(三士会) 当事者団体 支援者団体 等 	1回	<p>各年度、テーマと対象を変えて実施。</p> <p>※権利擁護サポーターの要受講科目としても設定する予定。</p>

※協議会意見、検討会議の内容を踏まえて変更する予定

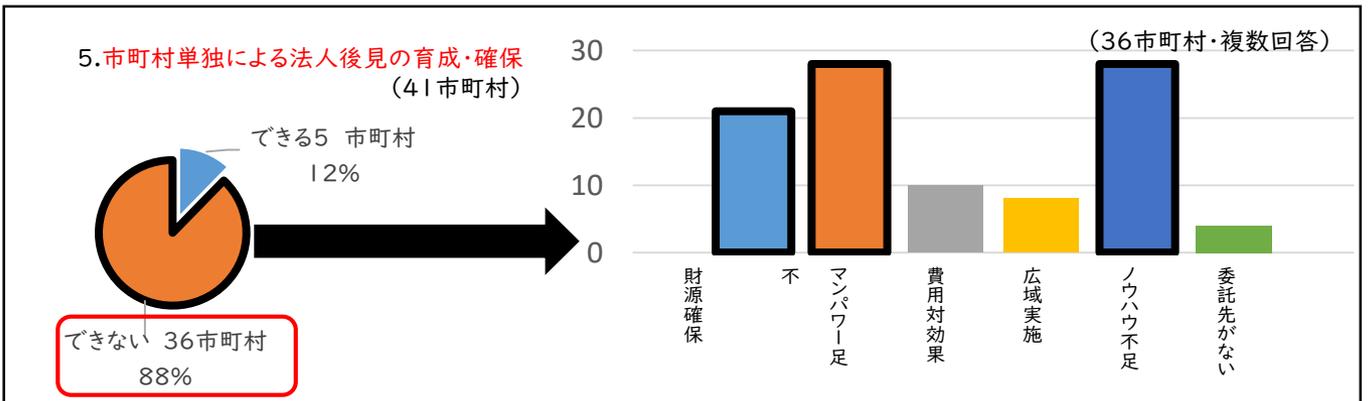
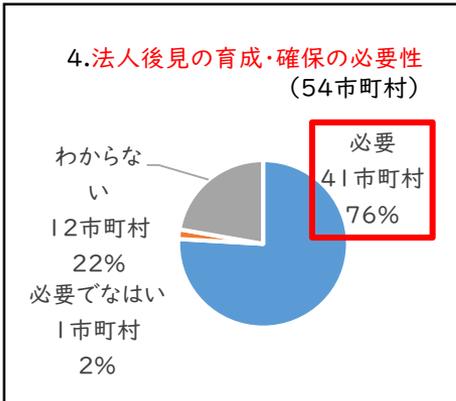
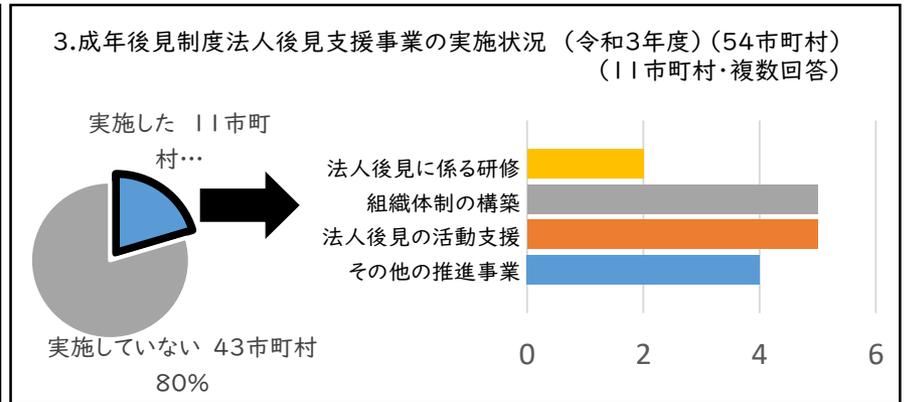
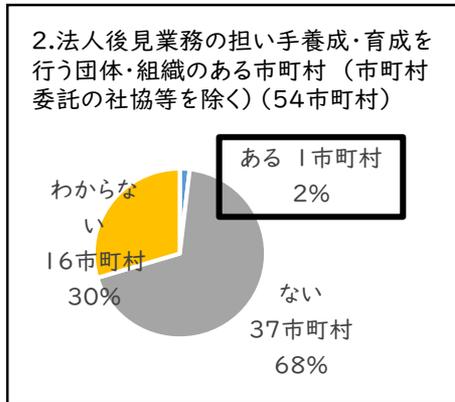
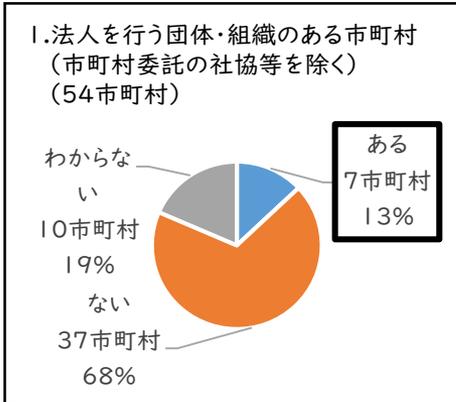
成年後見制度利用促進・権利擁護支援に関する 県のスケジュール(案)

資料1

		R6. 3	R6.4~6	R6. 7~9	R6. 10~12	R7. 1~3
協議会				○第1回開催 (担い手養成、体制整備 のあり方について)		○第2回開催 (担い手養成方針の 策定)
県・県 社協の 取組	権利擁護 サポーター 養成	・市町向け 説明会	・県内市町の養成カリ キュラム、体制等を分析 ・検討会議① ・市町ヒアリング(1回)	・市町意見交換会(1回)	・検討会議② ・モデル研修の準備	★モデル研修の実施 (1回) ・市町向け説明会 (R7~展開について)
	法人後見 実施法人 等養成				・事前アンケート、ヒ アリングの実施	★情報交換会の実施
	意思決定 支援研修			・検討会議①		★研修の実施(1回)
	市町長 申立研修		・事前アンケートの実施 ★研修の実施(1回)			
	体制整備		・体制整備アドバイザー (県社協)の派遣(随時) ・未整備市町へのフォ ロー(随時)			
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 但馬地域を中心にブロック会議などを実施 </div>		

【愛知県】法人後見実施機関育成における課題

1. **法人後見の育成・確保の必要性**は41市町村、全体の**約76%**が感じている。
2. 一方、必要性を感じる41市町村において、**単独での法人後見の育成・確保は36市町村、全体の約88%が困難**と感じている。
3. その理由は「人材不足」「知見が乏しい」「財源確保ができない」等が挙げられている。





参考) 愛知県法人後見実施団体研修 令和6年度

掲載日:2024年10月1日更新

法人後見実施団体養成研修について

高齢社会の進展や障害者の地域生活移行の促進などを背景に、成年後見制度の必要性は、今後、更に高くなることが予想されます。このため、2022年3月25日に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、多様な担手の確保・育成の推進が打ち出されています。

比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、法人後見の推進への期待が高まっています。また、成年後見制度においても「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が示されるなど、意思決定支援の理解促進が求められています。

このような成年後見制度をめぐる情勢や実情を踏まえ、愛知県における更なる法人後見の推進に向けて、本研修を開催します。

以下の日程で開催します。詳細は、研修案内をご覧ください。

- 研修日時・会場
 - 2024年10月8日(火曜日) 10時00分から16時30分まで
 - 愛知県自治センター(名古屋市中区三の丸2-3-2)

アンケート集計

3 法人後見受任の方針について

	(人)
既に受任等している	20
経験はないが、今すぐにも受任できる・したい	7
課題が解消すれば、受任できる・したい	21
受任の予定はない	22

受講者の4割が前向き回答

法人後見受任に向けての課題

- ・知識や経験がない
- ・人員、予算がない
- ・委託を検討している社会福祉協議会と調整中(行政)



研修資料等	
研修科目	講師等
成年後見制度の基礎理解と法人後見の役割	特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター
意思決定支援の基本的考え方	住田 敦子 氏
法人後見実施団体を選任する際の考慮要素について	名古屋家庭裁判所後見センター
情報提供1 愛知県内の成年後見制度の取組状況	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会 中上 陽子 氏
情報提供2 社会福祉法人による法人後見の取組	社会福祉法人百千鳥福祉会 竹田 晴幸 氏

出典:愛知県ホームページ

N社会福祉法人による 公益的取組としての法人後見実施の相談（尾張東部圏域）

意識の醸成

- N社会福祉法人理事長（地域福祉計画策定委員や自立支援協議会委員等を務める）からの相談
- 障害者の親からの相談が多い
- 法人としても地域の権利擁護を一緒に考えたい



事業準備 （公益的取組としての 自主事業）

- 専門家会議資料 法人後見考慮要素を参考
- 行政への相談承認 定款変更
- **利益相反の回避 同法人の入所者以外を受任対象**

法人を選任する際の考慮要素	
検討の視点（例） <ul style="list-style-type: none">✓ 業務内容に必要事項を履行する能力があるか○ 職員、役員、理事等が一定の人数、必要資格、専任を確保しているか✓ 業務担当者に対する監督管理体制は適切か○ 法人の業務内容に必要事項を履行する能力を確保しているか✓ 利益相反に対する管理体制は整備されているか○ 利益相反の回避方法が適切か✓ 不正受託等のリスクが適切であるか○ 法人後見制度の効果がとれているか	留意資料（例） <ul style="list-style-type: none">• 役員名簿• 役員報酬、役員退任• 法人後見の業務に関する規程やマニュアル• 法人内部の権限関係の規程やマニュアル• 職員及び事務担当の人数が分かる書類• 不正受託の防止策• 法人後見の効果がとれているか
法人としての体制整備	
検討の視点（例） <ul style="list-style-type: none">✓ 法人との間に法的権利関係を生ずるか○ 法人の業務内容に必要事項を履行しているか✓ 業務内容に必要事項を履行する能力があるか○ 業務内容に必要事項を履行しているか	留意資料（例） <ul style="list-style-type: none">• 役員名簿及び規程（役員の名簿等）• 法人との法的関係の発生を防止する資料

人材育成

- 中核機関が実施する研修に参加 全4回
- 成年後見制度実務講座
- 成年後見制度の基礎知識等
- 具体的活用事例など



課題

- 法人後見実施団体を育成するための**周知や研修カリキュラム**
- **法人間の交流**や地域への周知啓発

新設法人のその後・・・中核機関（センター）の調整により受任 その際、センターが監督人として選任されバックアップを行う



令和6年愛知県法人後見実施団体研修にて事例報告の際の資料

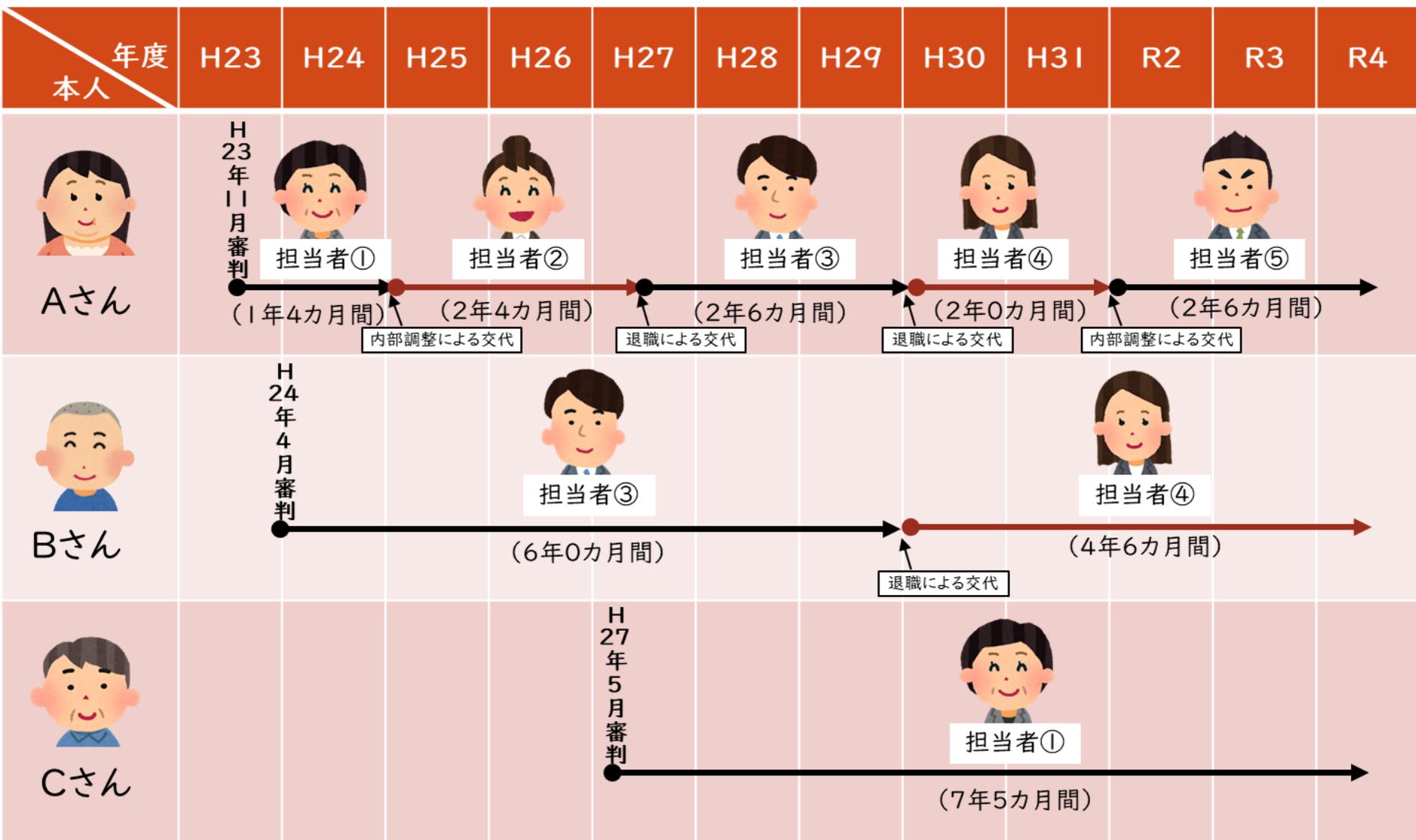
はじめに

- ・ ある程度、後見人の活動を理解していたつもりが、実務として「**やってみないと分からなかったことが多い**」ことに気づいた。その分自らも、法人も、成長につながった。
 - ・ **中核機関として**監督人でもあった、住田センター長をはじめ、あすライツ(愛知県日進市)の皆様のサポートや助言がなければ、**全体的に活動としてはままならなかった**。この場を借りて深く感謝を申し上げたい。
- ※ **ケアマネジャー、障害者相談支援とはまた異なる領域だと確認できた。**

おわりに 中核機関や行政との連携は必須(指導者、客観視のため)



法人後見実務の実際（あすライツの場合）

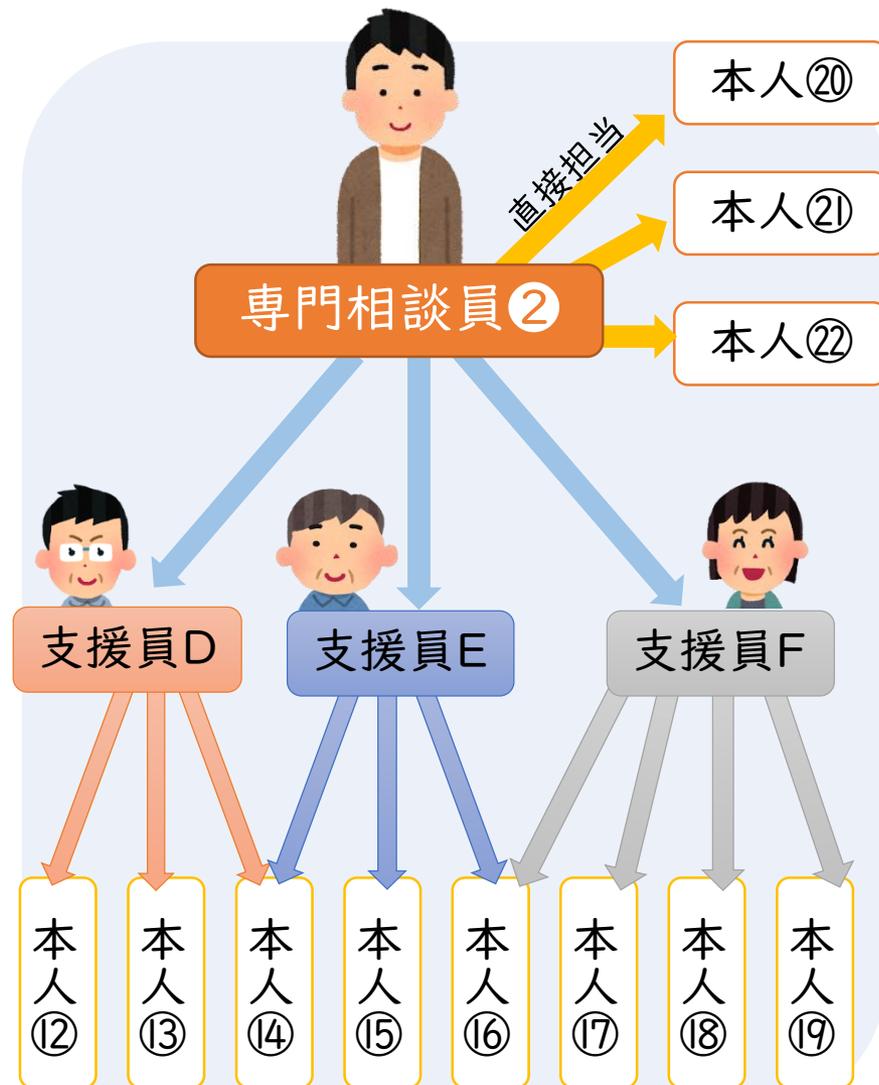
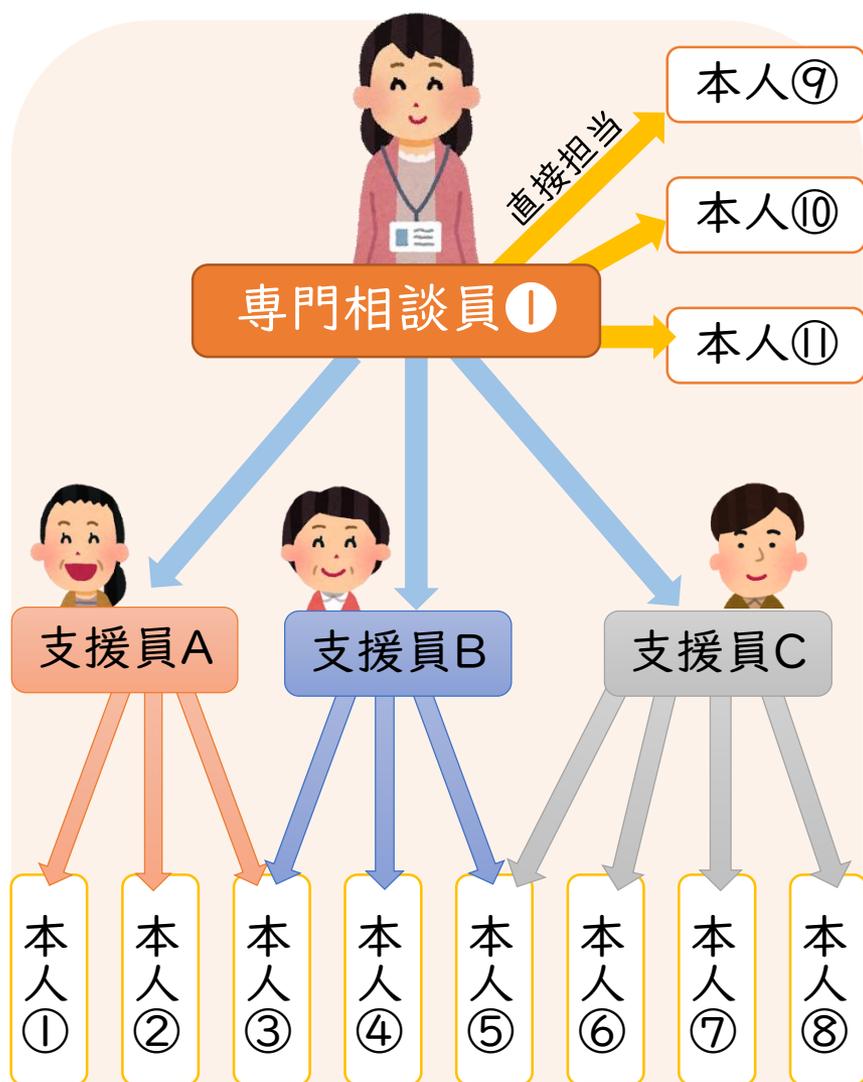


○担当者の交代は基本的に行わない

○交代の場合は本人同意のもと負担や影響の少ないように配慮して行う

法人後見実務の実際 (A社協の例)

※ 法人後見を実施している社協は28% (全国1741社協のうち490社協が実施) 令和元年9月時点



法人後見実務の実際（あすライツの例）

(1) 身上保護：相談員による担当制（支援員による買い物等の分担）

- ・本人面談による相談
生活状況の把握

相談員が
担当

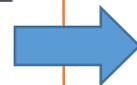
- ・契約行為
- ・行政手続き
- ・各種申請
- ・ケース会議出席・開催依頼



【自宅や施設でのご本人との面談の様子】



【ご本人がセンターに
来所されることもあります】



- ・銀行での手続き
- ・買い物、社会保険関連手続き

支援員が
担当



家電用品の買い替えなど

法人後見実務の実際（あすライツの例）

身上保護の重視 法人後見のデメリット（顔の见えない後見）の回避

1. 相談員1人あたり**10人までの担当制**
本人との関係性を重視



2. **後見支援計画書**の作成（担当相談員）
 - ①担当相談員による個別の後見支援計画書を作成
 - ②**相談員会議**（社会福祉士8名）にて共有しスーパービジョンにより修正
 - ③**更新作成**（定期報告時に見直し）

相談員会議 月2回



3. 職員会議にて法人受任している全員の被後見人等の状況を全職員が共有する（月1回）



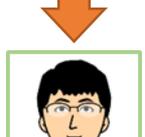
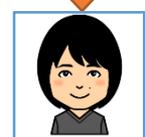
本人からの頻回な電話
多機関からの事務連絡等
誰が出ても内容がわかる

あすライツによる法人後見の実務の実際

(2) 金銭管理

不正やミスを防止するために複数で分担する仕組み(不正が起こらない環境をつくる)

- ① 施設等より相談員が請求書を受領(本人請求含む)
- ② 相談員が内容・金額を確認し、出金伝票を起票(請求書・領収書添付)
- ③ センター長が内容・金額を確認
- ④ 出納担当者が金融機関で出金・振込
(出金金額・振込金額等通帳確認)
- ⑤ 出納担当者が通帳に支払先等の内容記入
- ⑥ 経理担当者が通帳からの出金金額や振込金額等を確認
- ⑦ 相談員が本人に生活費などをお渡しする





みなさんは法人後見にどのようなことを期待しますか？

広義の公的後見制度

※狭義の公的後見(公後見人)制度の**不在**

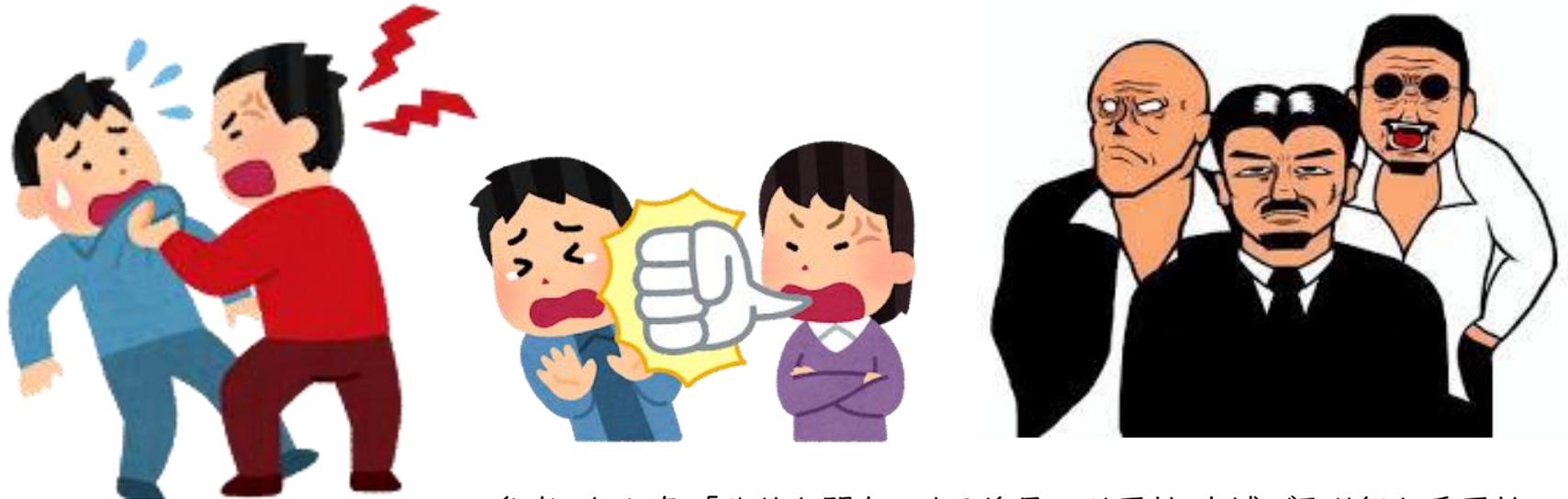
☆**代替機能**を持つ**運用体制**(広義の公的後見)の整備

☞「**公的な関与**」の拡充に向けた取組

- ◎支援困難事案の受け皿
- ◎支援者不足地域の受け皿
- ◎公的な経済的支援の充実

① 支援困難事案の受け皿

- 苛烈な虐待事案
- 家族等の干渉が極度に激しい事案
- 暴力団等の反社会的勢力が関わる事案
- 本人に強い触法性がある事案



支援困難事案の受け皿



個人で受任するには負担が大きい

- 一日に何度も電話がある(数十回~100回以上)
- 頻回な訪問が必要



③公的な経済支援の充実

- 低資力者に対する支援の保障
- 他に頼める人がいない
- 後見の運用コストの公的負担



【参考】成年後見制度利用支援事業の改正



平成25年～尾張東部圏域5市1町共通

「成年後見制度利用支援事業要綱」整備



後見人等の担い手として専門職後見人の報酬を担保

助成のための資産要件

①世帯の年間収入（本人単身世帯の場合 150万円以下）

世帯員が一人増えるあたり50万円加算

②世帯の預貯金額（本人単身世帯の場合 350万円以下）

世帯員が一人増えるあたり100万円加算

後見の運用コストに対する公的負担



【成年後見制度利用支援事業要綱】 費用の助成（例外規定）

- 6市町共通 -



適正運営委員会（協議会）の決定において **特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター**が

後見人等又は後見監督人等となっている者で、

別表に規定する要件に該当しない者であっても、

成年後見制度の利用にあたり必要となる費用の全部又は一部について助成を受けなければ、制度の利用が困難であると市長が認める者

※法人後見は行政の委託事業ではないため、1件ずつの報酬を担保する仕組み



みなさんは法人後見にどのようなことを期待しますか？

どのように整備すればいいのでしょうか？



社会福祉法人における地域における公益的な取組

すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」という責務が課されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われています。（社会福祉法第24条第2項）

取組例：高齢者の住まい探しの支援・障害者の継続的な就労の場の創出・子育て交流広場の設置
複数法人の連携による生活困窮者の自立支援・ふれあい食堂の開設



法人後見への取組みの効果、良かった点

- **日常生活自立支援事業や法人後見事業の利用**により、ご本人の生活が見違えてくる。その様子を地域住民が目の当たりにすることで、住民感情が向上。
ご本人にとって住みやすい地域へと変わっていく。

- **権利擁護専門相談（法律職と福祉職）**などを通して、支援困難ケースなど財産管理、身上監護の両面での支援が必要なケースについて、法律職の後見人等の受任だけでなく、**複数後見として法人後見機能を効果的に提供**するとともに、**法律職が安心して受任する動機づけ**にもなっていとなる。

- **日常生活自立支援事業利用者や区長申立て資産が無く、専門職後見人の活用が困難な方に、法人後見や社会貢献型後見人（＝市民後見人）**を付けることが可能となった。
しかし、社協が全てのケースの後見人、後見監督人として役割を担っていけるのかは課題の1つである。また、社会貢献型後見人が報酬をもらうことが困難であるケースが多いため後見監督報酬もほとんど受取る事が困難な現状である。



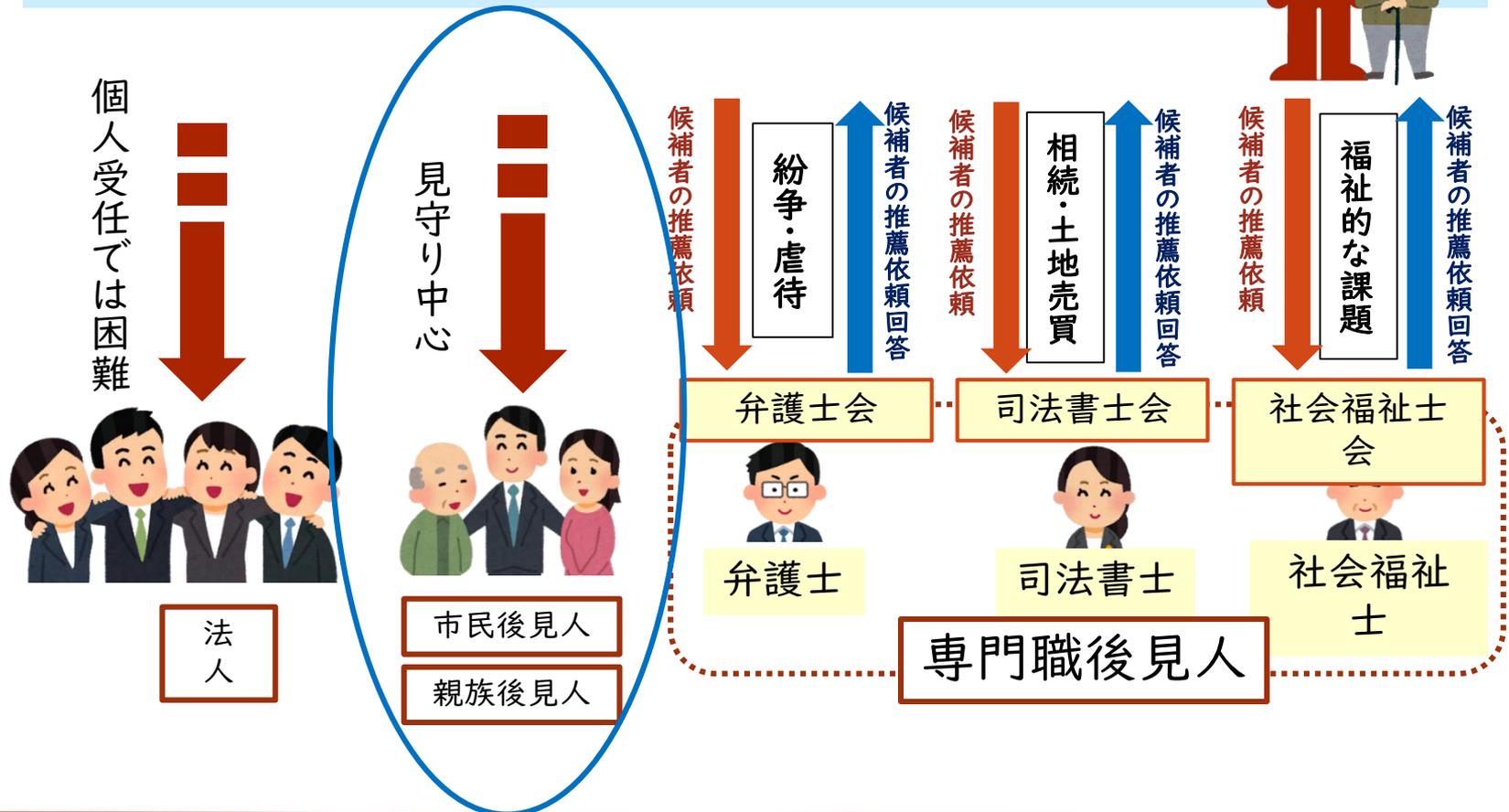
本日お話をさせていただくこと

1. 中核機関の役割と法人後見
2. 法人後見と第2期成年後見制度基本計画における
都道府県の役割
3. 権利擁護支援の連携ネットワークづくり



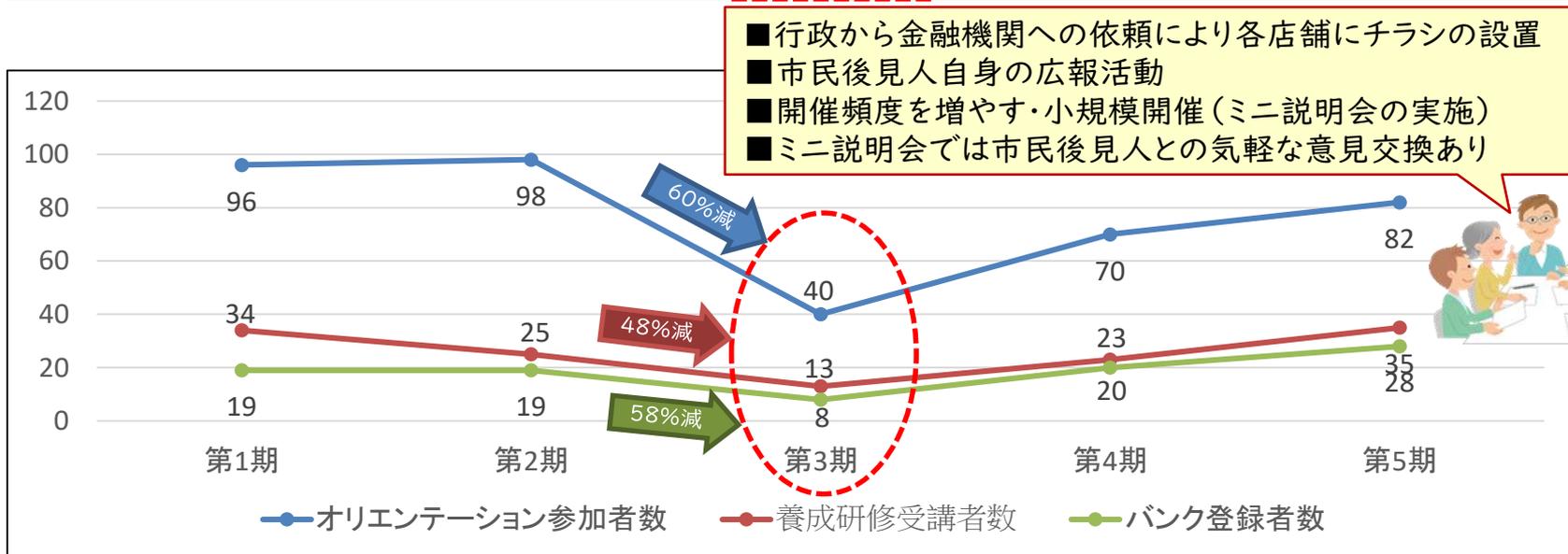
成年後見制度における担い手の確保

中核機関 = 課題に応じた候補者の調整



【課題】 市民後見人養成研修受講生の減少と工夫

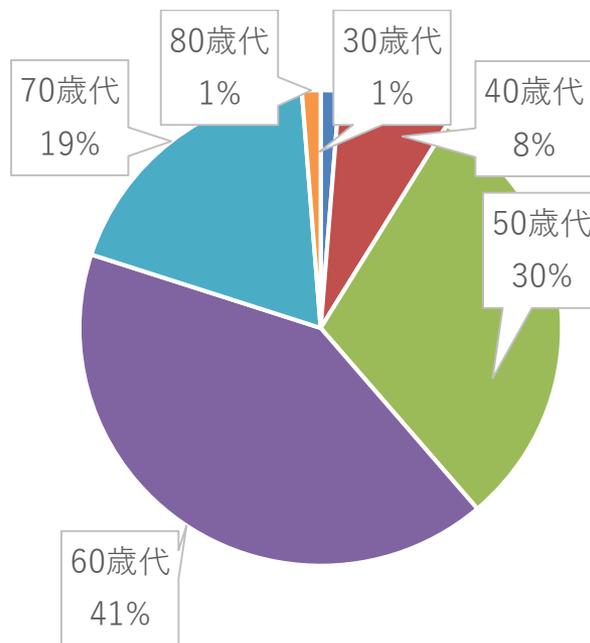
	H27~H28年	H29~H30年	H31~R2年	R3~R4年	R5~R6年	合計
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	
オリエンテーション参加者数	96	98	40	70	82	386
養成研修受講者数	34	25	13	23	35	130
バンク登録者数	19	19	8	20	28 (※見込み)	94 (※見込み)
受任件数	12	17	4	7	—	40



市民後見人バンク登録者のデータ分布

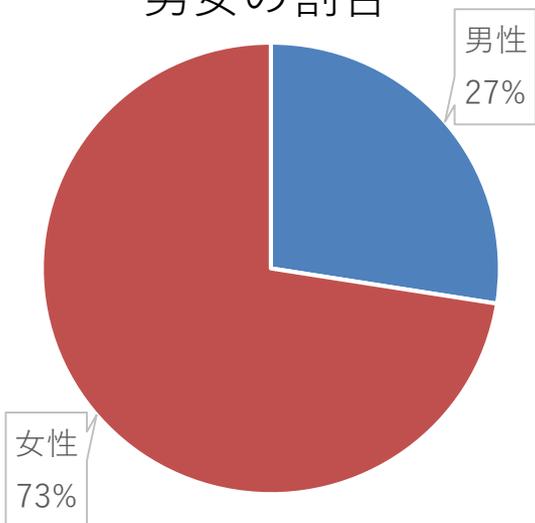


年齢分布

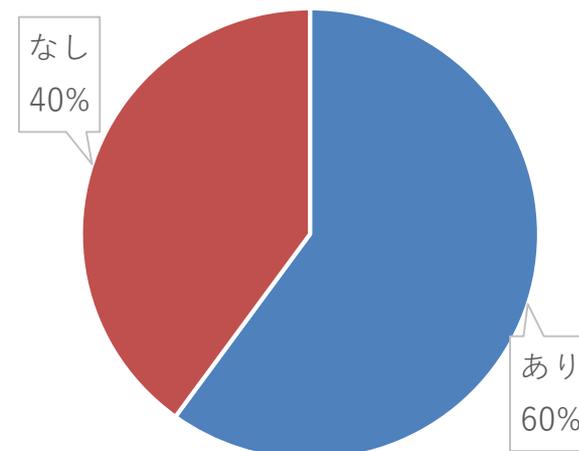


50代	30%
60代	41%
70代	19%
合計	90%

男女の割合



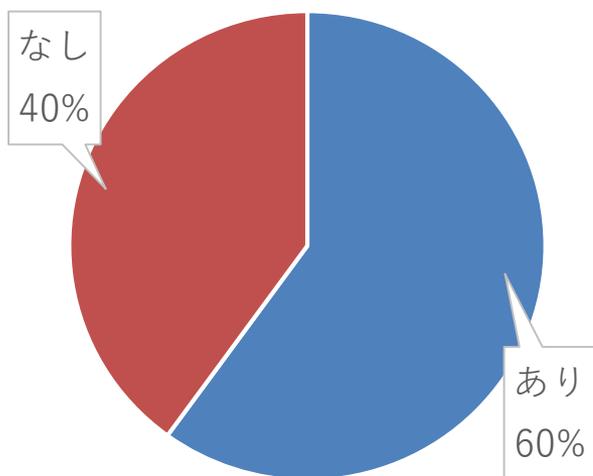
資格の有無



市民後見人バンク登録者のデータ分布



資格の有無



資格の種類（重複回答あり）

福祉系資格	44人	介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士・保育士・ケアマネジャー・介護職員初任者研修・ホームヘルパー2級など
医療系資格	6人	正看護師・准看護師・栄養士・管理栄養士・日本糖尿病療養指導士
その他資格	12人	社会保険労務士・第二種電気工事士・ファイナンシャルプランナー2級・医療事務技能・運行管理者・危険物乙二種・衛生管理責任者・古民家鑑定士・終活アドバイザー・FP技能士1級・消費生活専門相談員・産業カウンセラー・公認会計士・美術教師・初級システムアドミニストレータ・第二種情報処理技術者・歯科技工士資格

地域における活躍の場の検討

自治体毎の検討

県直研修

検討
委員会等

養成研修



権利擁護に関する幅広い活躍支援
(各自治体による環境整備)



例えば
日常生活自立支援事業や法人後見の支援員等

【受講生の声】

「研修を受講して知識がつくと、もう少し幅広い活動ができればと考えるようになりました
市民後見人の前段階のサポート支援が何かあれば…

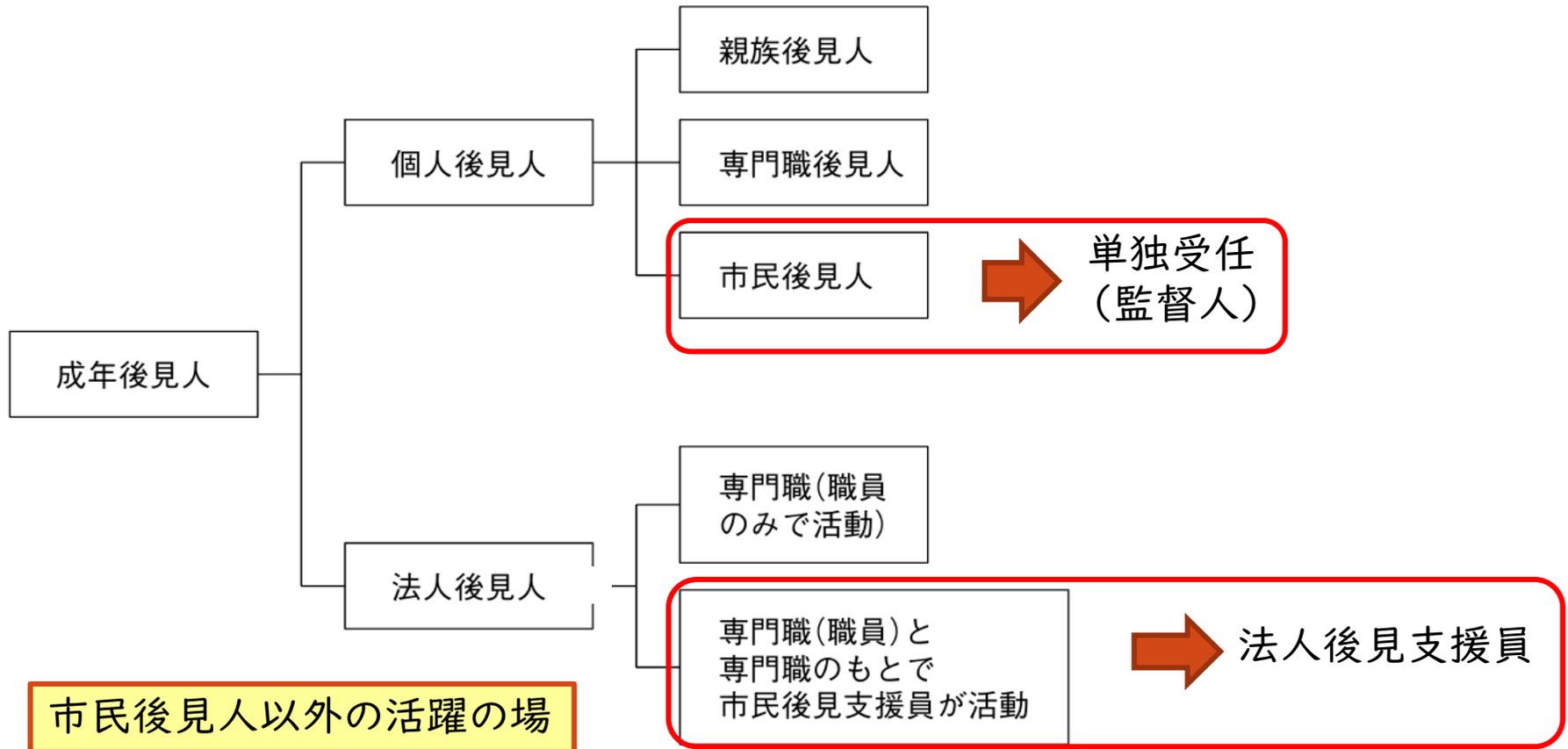
研修を受けた仲間も、せっかく知識がついたのに活動する場がないのはもやもやします
時間がたてば気力がなくなります。

知識とやる気を発揮できる場を創るのもセンター（行政）の役割ではないでしょうか」



市民後見研修受講者の活動形態

- ・ 市民後見人養成研修後は市町村への支援が必要
- ・ 市町村との調整・連携課題への対応



市民後見推進事業10年間の取組から

市民後見人
自身による
意識の変化



地域を見る目の変化

- ボランティアの存在など、**地域を見る意識が変わった**
- 隣に暮らす高齢者世帯に**声をかけるようになった**

主体的活動の取組

- 市民後見人が自ら仲間を増やす活動に主体的に取り組む
例:養成研修説明会のチラシ配布や知人などへの声掛け
会場準備の手伝いや、自らの体験を語る場への参加協力
- 民生委員から市民後見人ではなく、**市民後見人が民生委員を引き受ける意識の変化**

地域にとって
行政・中核機関
にとって



地域の権利擁護意識の醸成

- 地域での支え合い活動が推進される
- 市民後見人の**存在のそのものが成年後見のPR**となり、地域住民にとって成年後見制度が**身近なもの**となる
- 現役世代が参加することで、市民後見活動がしやすい職場環境への改善、**意識改革**が進む
- 市民後見推進事業の取組により中核機関の機能が充実するとともに**地域連携ネットワークの整備拡充に繋がる**
- 課長挨拶「このまちで市民後見人が活躍していることを誇りに思います」**(一緒に取組み理解しているからこそ本心から言える言葉)**

「成年後見制度利用促進専門家会議」における 制度の見直しに関する指摘事項(第2期計画)



○ 成年後見制度の**有期的利用の可否**

- ・他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって**適切な時機に必要な範囲・期間**で利用できるようにすべき

○ 成年後見制度の**3類型の在り方**

成年後見制度の**3類型**(後見・保佐・補助)を廃止して、事案に応じて権限を付与すべき

○ 成年後見人の**柔軟な交代**

本人が必要とする**身上保護や意思決定支援の内容**やその変化に応じ**後見人等を円滑に交代**できるようにすべき



持続可能な権利擁護モデル事業

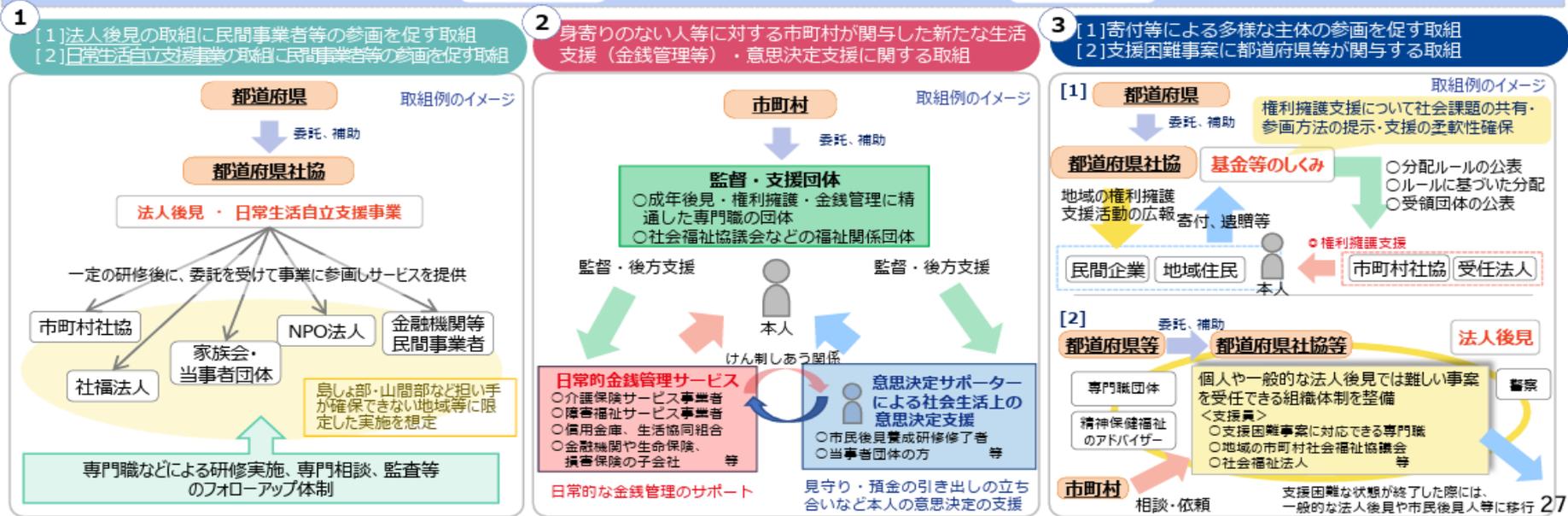
- 第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策の検討を進めるため、令和4年度から実施している「**持続可能な権利擁護支援モデル事業**」の**実践事例の拡充**を行う。
- 具体的には、新たな権利擁護支援策の構築に向けて、**各種の取組（下図①、②及び③）の実践事例を通じた分析・検討を深め**、取組の効果や制度化・事業化に向けて**解消すべき課題の検証等**を進める。
- そのうち**法人後見に関する取組（下図①[1]）**については、これまでのモデル事業の実践や令和5年度に策定する「法人後見（業務委託型）実施の手引き（案）」をもとに**その実施の促進を図るとともに、取組拡大に向けて解消すべき課題の検証等を行い、その成果を反映して本手引きの成案を得る。**

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

（実績） 10自治体（令和4年度）

- 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

【実施主体】 都道府県・市町村（委託可） 【基準額】 ①の[1]以外の取組 1自治体あたり 5,000千円 【補助率】 3/4 ①の[1]の取組 1自治体あたり 10,000千円 【補助率】 1/2

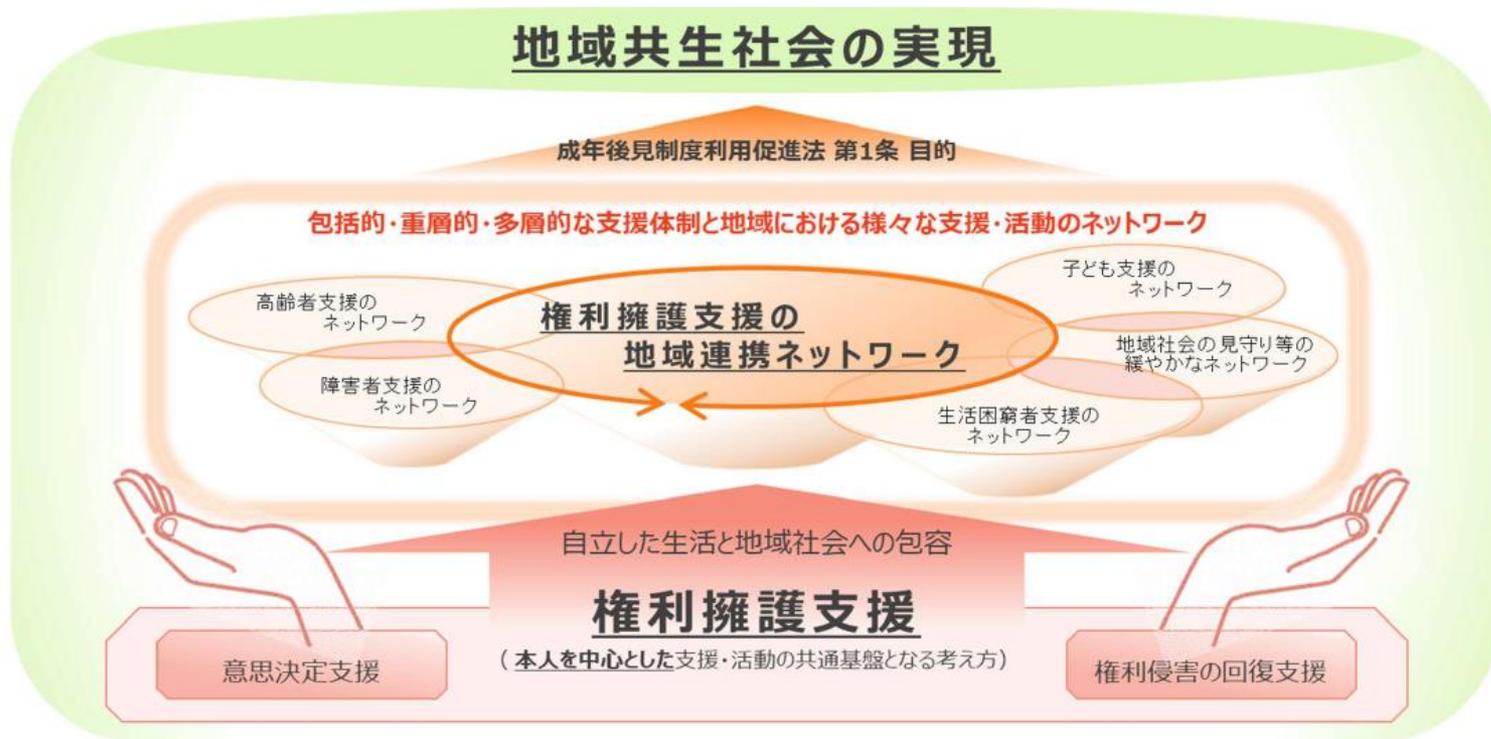


第2期成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方



—地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進—



成年後見制度の利用促進は、全国どの地域においても制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、**本人の地域社会への参加を目指す**ものである。本人の**自己決定を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視**した制度の運用とすること

参考：第12回専門家会議資料

ご清聴ご参加ありがとうございました。

